

防官文第843号
令和3年1月25日

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

法令等の課題の検討について（通知）

標記について、下記のとおり実施されたい。

記

1 趣旨

防衛省・自衛隊は、厳しい安全保障環境の現実に向き合い、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことを使命としている。このため、部隊の運用を含む自衛隊の活動が、最大限の効果を発揮できるよう、法令及び告示並びに訓令、通達等の内部規則（以下「法令等」という。）について、時代にそぐわないもの、不合理に活動の制約になっているものなどがないか、適切に見直す必要があることから、法令等の課題について検討する。

2 方法

(1) 課題の集約及び共有

施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び各地方防衛局長が指名する者（以下「施設等機関の長等の指名する者」という。）は、施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び各地方防衛局の所掌事務を円滑に遂行するに際しての法令等の課題について、それぞれ、集約及び精査を行い、令和3年3月31日までに大臣官房文書課長へ報告する。その際、当該法令等を主管する防衛省本省及び防衛装備庁の内部部局（以下「内部部局」という。）の担当課等を明示するとともに、緊急性、重要性等を考慮し、優先度をつけるものと

する。

大臣官房文書課長は、報告された課題を集約し、及び当該課題のリストを作成し、施設等機関の長等の指名する者及び内部部局の担当課等の長に当該リストを共有する。

(2) 担当課等における検討

大臣官房文書課長は、報告された課題のそれぞれについて、内部部局の担当課等を確認し、当該担当課等の長に対して、検討を指示する。検討を指示された内部部局の担当課等の長は、大臣官房文書課長が指定する期限までに、当該検討の結果を文書で回答する。大臣官房文書課長は、課題を報告した施設等機関の長等の指名する者に、当該回答を送付する。

検討を指示された内部部局の担当課等の長は、大臣官房文書課長が指定する期限までに回答することが困難と見込まれる場合には、速やかに大臣官房文書課長に、その理由及び回答が可能な期限を文書で報告する。

(3) 検討の進捗管理

大臣官房文書課長は、前号の検討の状況について適宜第1号のリストに反映し、必要に応じて大臣官房長へ報告する。

(4) リストの更新

施設等機関の長等の指名する者は、新たな課題が顕在化したと認める場合には、随時、第1号の規定に準じて、大臣官房文書課長へ報告する。この場合において、大臣官房文書課長は、適宜、第1号のリストを更新し、当該施設等機関の長等の指名する者及び内部部局の担当課等の長に共有するとともに、報告された新たな課題について、第2号に定めるところにより、当該担当課等に対して、検討を指示する。

大臣官房文書課長は、年に一度、施設等機関の長等の指名する者に新たな課題の有無について照会し、適宜当該リストに反映する。この場合における課題の集約及び共有、担当課等における検討並びに検討の進捗管理については、第1号から第3号までの規定に準じて行うものとする。

3 その他

前項の実施に当たっての細部要領については、大臣官房文書課長から通知させる。